

## 1. 水道ビジョンの策定について

### (1) 水道ビジョンの趣旨と目的

本町の水道事業は、中山間地という急峻な地形状況の中で、昭和 30 年から認可を受け、供用を開始しています。町内 4 地区に簡易水道施設を設置し、水源の保全をはじめ、点在する水道施設の維持管理を適切に行い、安全かつ安定給水に努める一方で、常に事業の効率化を図り、健全な財政を保ちながら、事業運営を行ってきました。

しかし、水環境を取り巻く現状は、少子高齢化や過疎化等による人口減少から水需要が伸び悩み、料金収入は減少傾向にある一方、施設の老朽化が進み、事業を運営する上で一層厳しさを増しています。

こうした中、国では総人口の減少や給水量の減少を前提に、老朽化施設の更新需要に対応しなければならないなどの社会情勢を踏まえて平成 25 年に「新しい水道ビジョン」を策定しました。このビジョンでは、50 年後、100 年後の将来を見据え、あるべき姿に向けて取り組むべき事項や方策を明示しています。

本町においては、水道事業が現在抱える課題を捉え、その課題に対応していく取り組みの基本的な考え方を掲げた「住田町地域水道ビジョン」を平成 21 年に策定しました。また、令和 2 年度より、地方公営企業法の財務規則を一部適用したことにより経営実態がより明確化したことにより、令和 5 年 3 月に改定しました。

本ビジョンの目的は、国が掲げるビジョン同様、将来を見据え、安全で安定した水道水を持続的に供給するべく、取り組むべき具体的な方策と経営の方向性を明示することとしています。

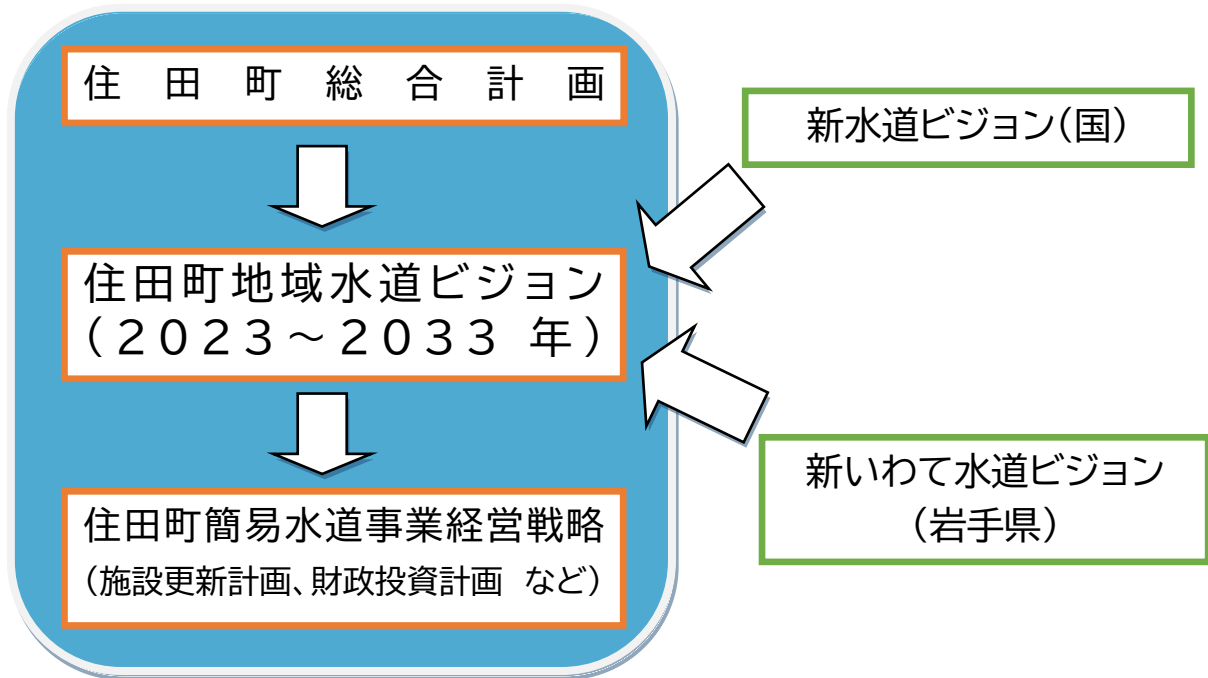
### (2) 水道ビジョンの位置づけと計画期間

本町では、「豊かな水と緑に育まれ 安らぎとにぎわいが調和する 共生のまち 住田」を基本理念に令和 2 年 5 月に「住田町総合計画」（以下、「総合計画」という。）を策定しました。

本ビジョンは、この総合計画に基づいた水道事業の基本計画と位置づけます。また、県が策定した「新しいわて水道ビジョン」と整合性を図り、今後の進むべき事業の方向性や経営に係る考え方の基礎とし、このビジョンにより「住田町簡易水道事業経営戦略」における経営の方策を進めるものとします。

ビジョンの計画期間は、2023 年（令和 5 年）度から 2033 年（令和 15 年）度の 10 年間とし、総合計画の変更や経営状況の大幅な変化がある場合は、ビジョンの見直しを行うものとします。

## 【住田町地域水道ビジョンの位置づけ】



## 2. 簡易水道事業の概要

### (1) 町の概況

住田町は、岩手県東南部に位置し、南東は大船渡市、南は陸前高田市、北東は釜石市、北は遠野市、西は奥州市、南西は一関市と接しており、東西約 31 km、南北約 19 km で、行政区域面積は 334.83 km<sup>2</sup> を有しています。昭和 30 年 4 月 1 日に世田米町、上有住村、下有住村の 1 町 2 村が合併し、誕生しました。

地形は、その四方を標高 600m~1,300m の山々に囲まれ、総面積の約 90% が山地で占められています。平坦地は少なく、町北東部から大きく西部に蛇行して南下する気仙川とその支流沿いに集落や農耕地などが点在しています。

気候は、沿岸部に比較的近いことから海洋性気候の影響を受け、冬季は比較的温暖でありながら、夏季は冷涼と内陸的な気候の影響を受ける地域となっています。年平均気温は 11.2℃、冬季は北部で 20~30 cm、南部で 10~15 cm の積雪があります。

産業の中心は、豊かな森林資源と少ない耕地を集約的に活用した農林業を基幹産業とし、農業では畜産が農業生産の大半を占めており、林業は、素材生産から町産材の加工、拠点づくりを推進し、町の基幹産業として積極的に事業を展開しています。

## (2)簡易水道事業の概要と沿革

本町の簡易水道事業は、昭和 29 年に給水を開始し、順次区域拡張を進め、平成 21 年にこれまでの世田米、八日町、下有住、五葉、及び川口（民営）の 5 箇所の簡易水道事業を統合し、現在の「住田町簡易水道事業」として事業を運営しています。

事業認可を受けた現在の計画給水人口は 3,860 人、計画一日最大給水量は 1,590 m<sup>3</sup>/日となっています。また、平成 27 年には具体的な経営計画として「住田町簡易水道事業経営戦略」を策定し、令和 2 年からは経営の安定化を目指し、地方公営企業法の財務規則を一部適用し、公営企業会計により、運営しています。

### 【簡易水道事業の沿革】

| 本町の水道事業の沿革       |   |
|------------------|---|
| 年 月 日            | 主 な で き ご と   |
| 昭和 29 年 5 月 27 日 | 世田米簡易水道事業経営認可   |
| 昭和 35 年 8 月 4 日  | 川口簡易水道事業経営認可（民営）  |
| 昭和 37 年 8 月 17 日 | 八日町簡易水道事業経営認可   |
| 昭和 46 年 3 月 13 日 | 世田米簡易水道事業変更認可   |
| 昭和 62 年 1 月 17 日 | 世田米簡易水道事業変更認可   |
| 平成 4 年 3 月 31 日  | 世田米簡易水道事業変更認可<br>・給水区域の拡張（字鉢ヶ森並びに字合地沢、<br>字大渡、字小府金、字赤畑、字清水沢、字中村、<br>字日向、字上日向及び、字西風地区の各一部） |
| 平成 4 年 7 月 4 日   | 川口簡易水道事業経営認可（民営）  |
| 平成 5 年 7 月 2 日   | 下有住簡易水道事業経営認可   |
| 平成 14 年 3 月 29 日 | 八日町簡易水道事業変更認可<br>・給水区域の拡張（字山脈地並びに字恵蘇、<br>字中和田、字深渡、字小松地区の各一部）<br>・浄水方法の変更（急速ろ過方式に変更）       |
| 平成 14 年 7 月 4 日  | 川口簡易水道事業経営認可（民営）  |
| 平成 17 年 9 月 28 日 | 五葉簡易水道事業経営認可  |
| 平成 21 年 3 月 31 日 | 住田町簡易水道事業経営認可（統合）   |
| 平成 27 年 1 月 1 日  | 住田町簡易水道事業経営戦略を策定  |
| 令和 2 年 4 月 1 日   | 公営企業会計へ移行   |

（建設課保管 認可申請書等より）

### (3) 水道施設の概要

#### 1) 浄水及び配水施設

町内浄水場<sup>※1</sup>は、世田米地区は叶倉沢水源とする「合地沢浄水場」、下有住地区は金沢水源とする「金沢浄水場」、上有住地区は清水沢水源と大沢沢水源とする「八日町浄水場」、五葉地区は桧山川水源とする「桧山浄水場」の4カ所で給水を実施しています。また、配水池<sup>※2</sup>については5カ所10基を設置しています。世田米地区においては、給水区域が広範囲であることから高台の配水池により、各戸へ給水している。

#### 【浄水場一覧表】

| 地区名 | 浄水場名   | 水源名   | 種別  | ろ過方式               | 計画取水量 (m <sup>3</sup> /日) | 備考     |
|-----|--------|-------|-----|--------------------|---------------------------|--------|
| 世田米 | 合地沢浄水場 | 叶倉沢水源 | 表流水 | 緩速ろ過 <sup>※3</sup> | 881                       | H5 整備  |
| 下有住 | 金沢浄水場  | 金沢水源  | 表流水 | 緩速ろ過               | 720                       | H7 整備  |
| 上有住 | 八日町浄水場 | 清水沢水源 | 表流水 | 急速ろ過 <sup>※4</sup> | 260                       | H18 整備 |
|     |        | 大沢沢水源 | 表流水 |                    | 100                       |        |
| 五葉  | 桧山浄水場  | 桧山川水源 | 表流水 | 緩速ろ過               | 95                        | H19 整備 |
| 合計  |        |       |     |                    | 2,056                     |        |

※1 浄水場：原水を沈殿やろ過、消毒などの過程を経て、飲料水として処理する施設。

※2 配水池：配水を行うため、処理した浄水を一時的に貯える池。

※3 緩速ろ過方式：原水をゆっくりろ過する方式。ろ過層表面に自然にできる生物ろ過膜により濁りをろ過するだけでなく、色度や臭気を除去する。

※4 急速ろ過方式：原水を速い速度でろ過地を通過させ、濁りなどを除去する方式。凝集剤を用いて濁りの原因を処理する。

#### 2) 管路施設

町内の管路施設は、水源の取水口から原水を輸送する「導水管」、配水池へ水道水を輸送する「送水管」、配水池から各家庭へ水道水を輸送する「配水管」のがあります。総延長は60,170mとなっており、その内訳は導水管が3,090m、送水管が680m、配水管が56,400mとなります。また、自然流下によって配水池から給水しているが、下有住地区においては、一部ポンプ加圧によって配水している。

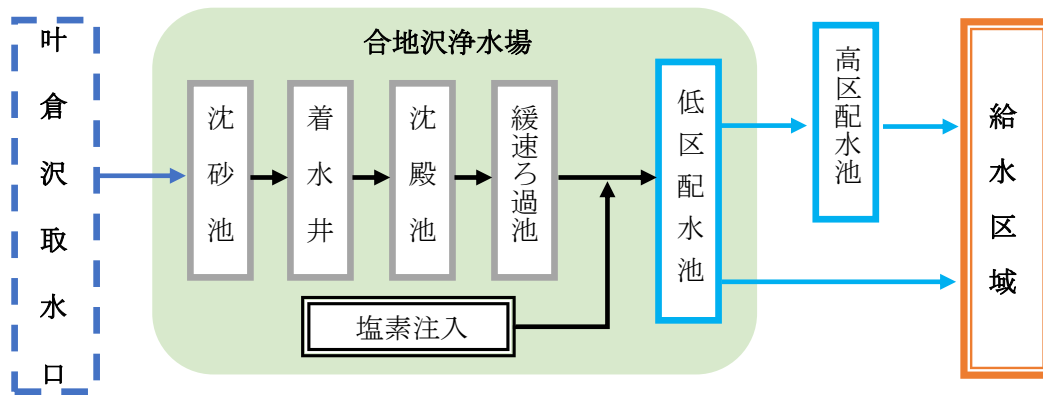
#### 3) 飲料水供給施設<sup>※1</sup>

給水区域外の地域については、自家水道組合<sup>※2</sup>もしくは単独世帯によって飲料水供給施設を整備し、安全で安定的な飲料水を確保している。

※1 飲料水供給施設：自家飲料水を確保するために設置された水道施設。

※2 自家水道組合：2戸以上の共同による飲料水供給を目的とした組合。

【世田米地区施設概略図】

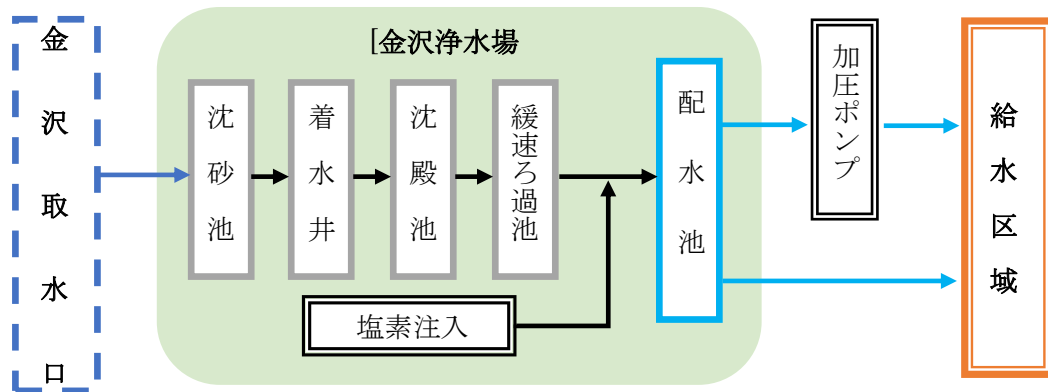


【世田米地区給水区域図】

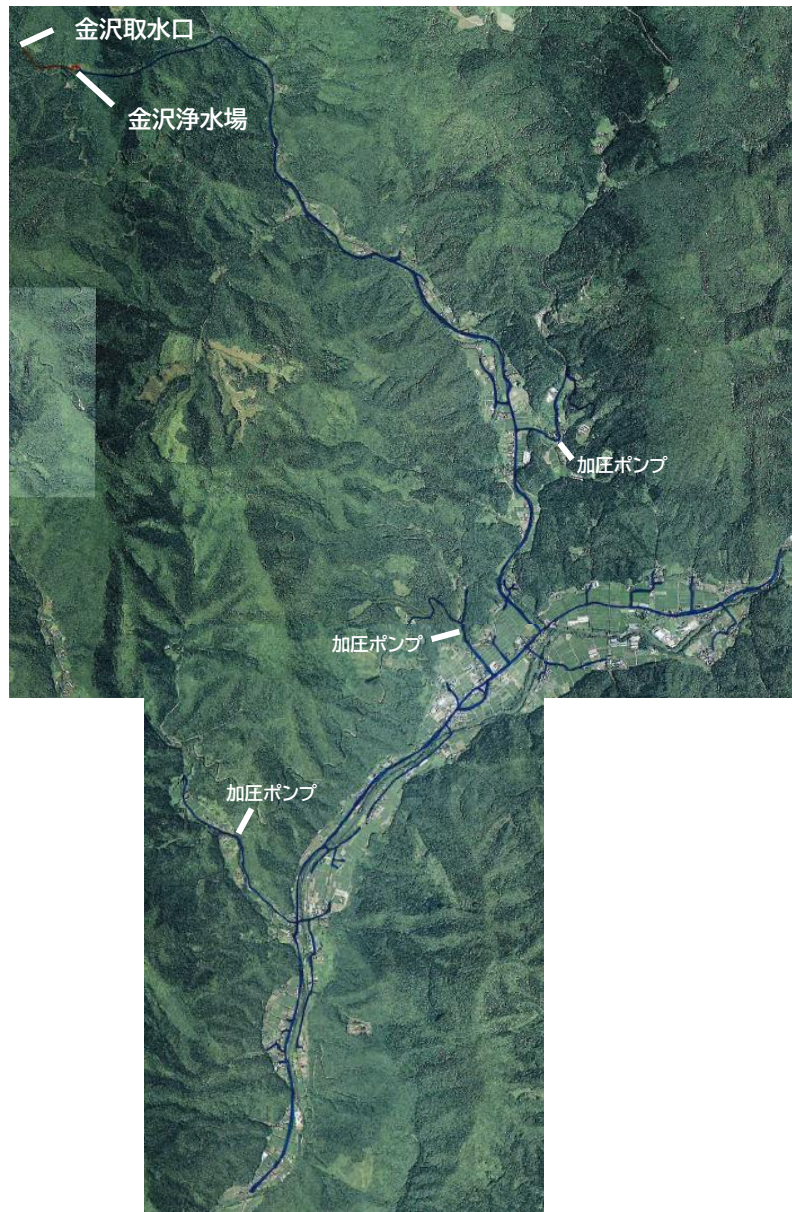




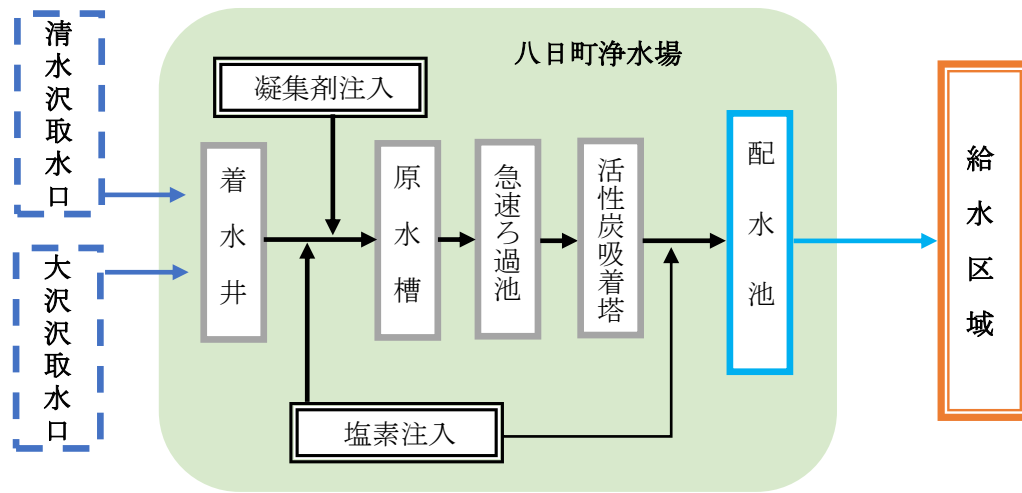
【下有住地区施設概略図】



【下有住地区給水区域図】



【上有住地区施設概略図】

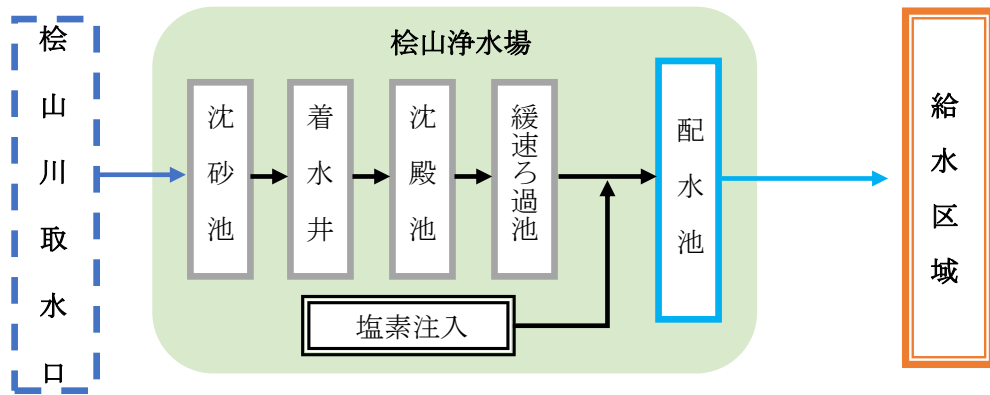


【上有住地区給水区域図】

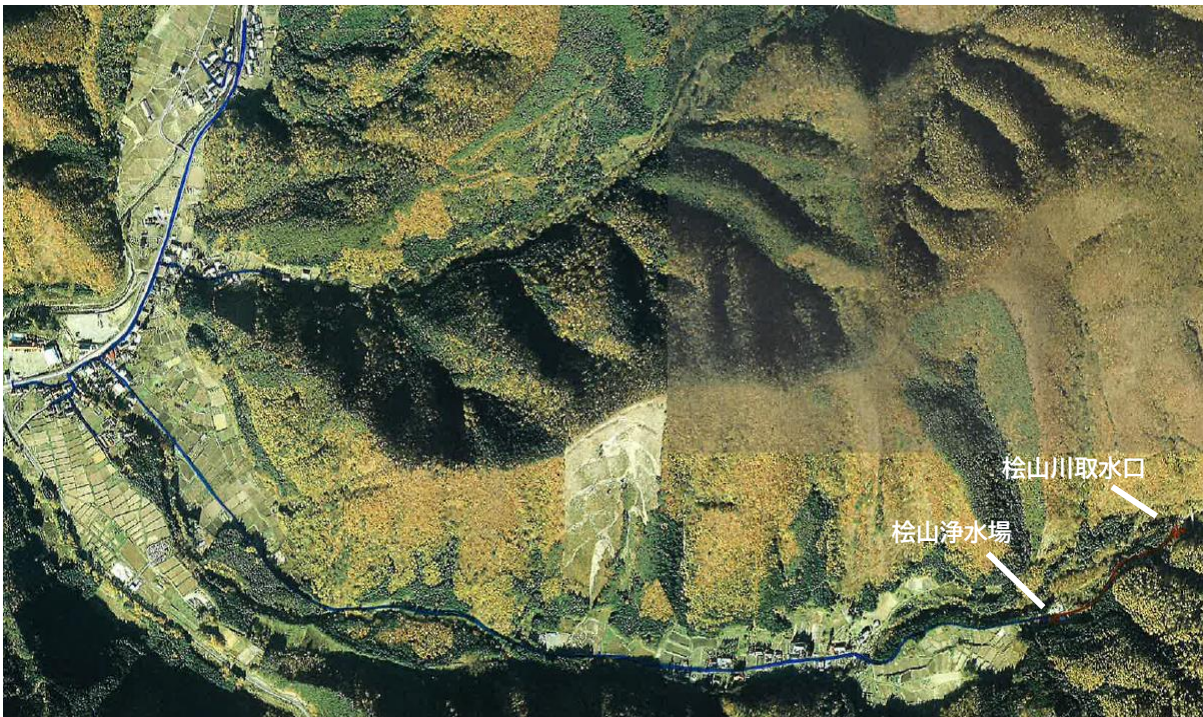




【五葉地区施設概略図】



【五葉地区給水区域図】





### 3. 簡易水道事業の現状と課題

#### (1) 水需要における現状

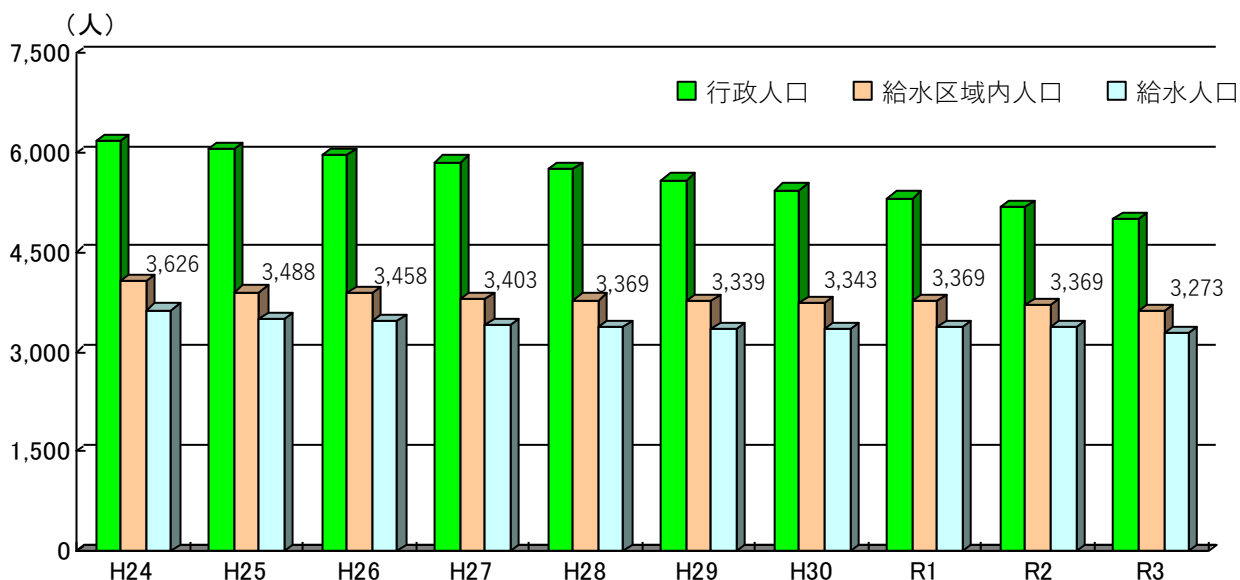
##### 1) 給水人口の現状

住田町の行政人口は減少傾向で推移しており、過去10年間で1,187人減少しています。併せて給水人口も減少しており、令和3年度末では平成24年度比較で、353人減少の3,273人となっています。

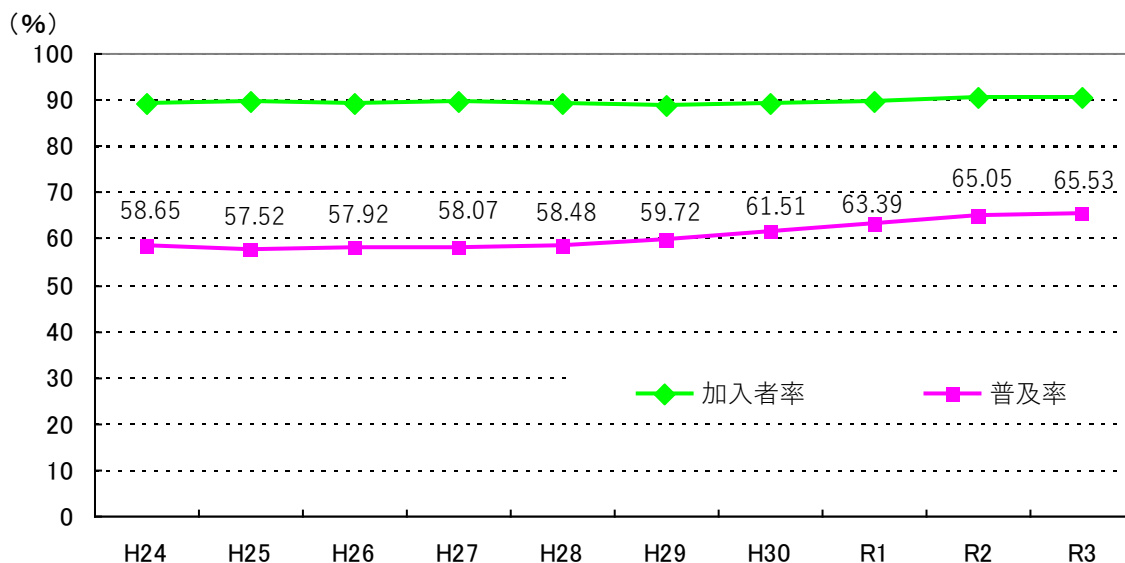
しかしながら、行政人口に対する普及率<sup>\*</sup>は、給水区域内での住宅新築やアパート建築により約65.5%と上昇傾向にあります。また、給水区域内における加入率は89%~90%でほぼ横ばいで推移しています。

※ 普及率：行政人口全体に対して給水人口の割合を普及率として算出。

【行政人口、給水区域内人口、給水人口の推移 (H24~R3)】 ※凡例数値は、給水人口



【普及率及び給水区域内加入率の推移 (H24~R3)】 ※凡例数値は、普及率 (行政人口/給水人口)



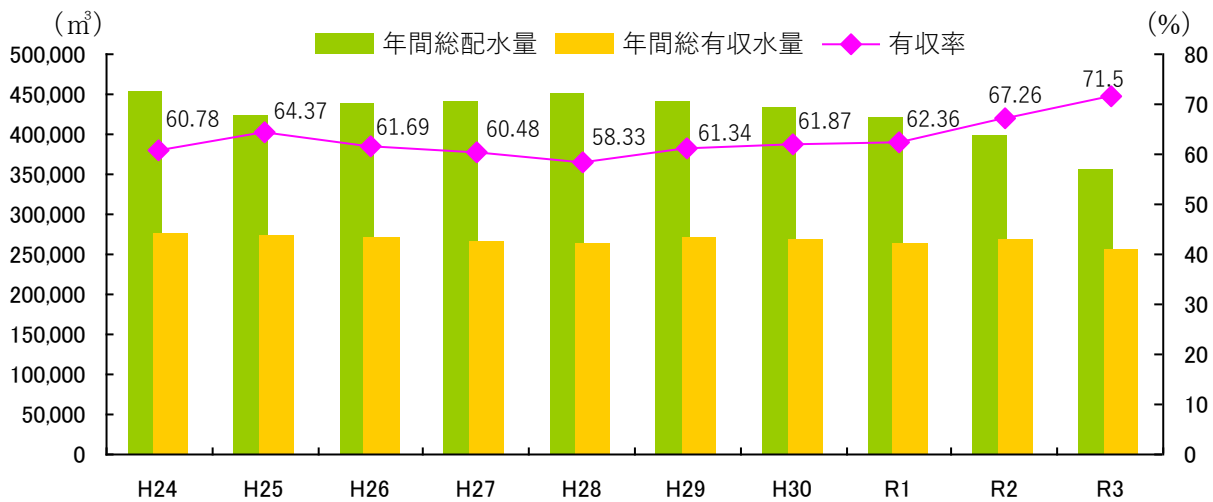
## 2) 配水量と有収率の現状

町全体の年間の配水量と有収水量<sup>※1</sup>は、給水人口の減少と併せて年々減少傾向にあります。令和3年度末においては、年間総配水水量が355,621 m<sup>3</sup>、年間有収水量が254,276 m<sup>3</sup>となっており、その減少率は過去10年間で配水水量で21.5% (▲97,186 m<sup>3</sup>)、有収水量で7.6% (▲20,918 m<sup>3</sup>)となっています。

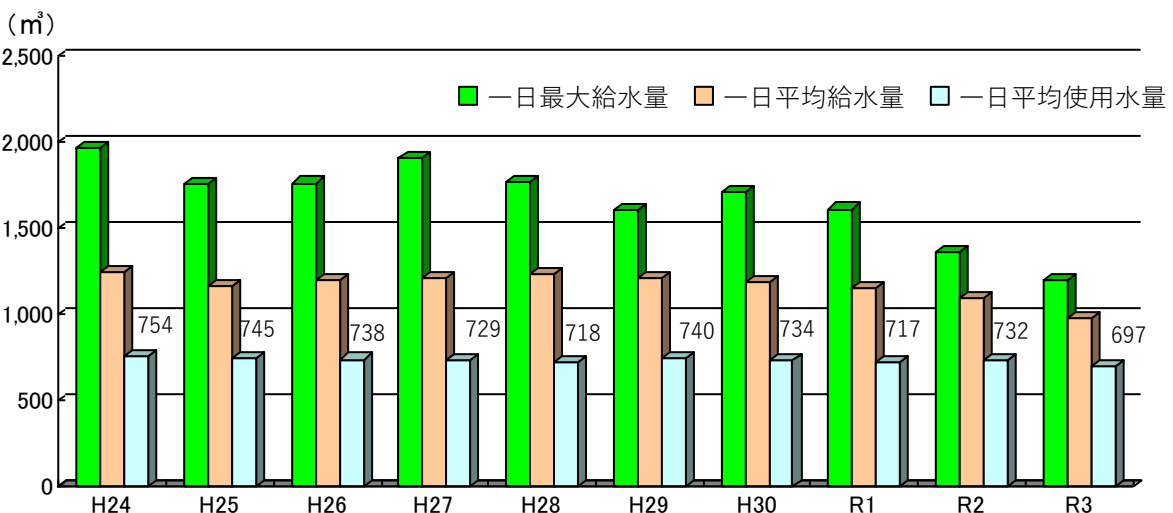
有収率<sup>※2</sup>に関しては、細かな漏水調査と漏水箇所の早期修繕により、平成29年から上昇傾向にあり、令和3年度末には70%台となっています。

一日平均使用水量についても、10年前と比較すると約60 m<sup>3</sup>の減少となっていますが、その年ごとに水量は増減を繰り返しており、直近3年間では、ほぼ横ばいの数値で推移しています。

【年間給水量と有収水量、有収率の推移 (H24～R3)】 ※凡例数値は、有収率



【一日最大給水量と平均給水量、使用水量の推移 (H24～R3)】 ※凡例数値は、一日平均使用水量



※1 有収水量：配水された水量のうち、水道料金として徴収される水量

※2 有収率：施設の稼働が収益にどの程度反映されているかを示す。100%に近いほど施設稼働が収益につながっている。計算式＝(年間総有収水量/年間総配水量)×100

## (2) 水質における現状

水質については、水道水質検査計画に基づいて供給される水道水が常に水質基準に適合し、衛生的で安全かつ正常な状態を保ち、安心して利用できるように管理しています。

水源においては、豊かな自然の恩恵を受け、表流水を原水とし、水質の状況に応じた最善のろ過方法を選択し、塩素滅菌により良好な水質を保っています。

水質維持のための検査は、毎日1回残留塩素濃度を測定し、塩素の残留効果、色度及び濁度を検査するとともに、年間に原水及び浄水について町内4地区において定期的に水質検査を実施しており、基準値をクリアしている状況にあります。

### 【地区別水質検査項目及び検査頻度】

| 地区<br>(水源)              | 原水<br>(年1回) | 浄水    |                         |       |                   | 備考           |
|-------------------------|-------------|-------|-------------------------|-------|-------------------|--------------|
|                         |             | 年1回   | 年3回                     | 年8回   | 超過項目※             |              |
| 世田米<br>(叶倉沢水源)          | 全42項目       | 全51項目 | 不可23項目<br>+<br>六価クロム化合物 | 不可9項目 | ヒ素<br>硬度<br>蒸発残留物 | 指標菌検査<br>年1回 |
| 下有住<br>(金沢水源)           | 全42項目       | 全51項目 | 不可23項目<br>+<br>六価クロム化合物 | 不可9項目 |                   |              |
| 上有住<br>(大沢沢水源<br>清水沢水源) | 全42項目       | 全51項目 | 不可23項目<br>+<br>六価クロム化合物 | 不可9項目 | 硬度<br>蒸発残留物       |              |
| 五葉<br>(桧山川水源)           | 全42項目       | 全51項目 | 不可23項目<br>+<br>六価クロム化合物 | 不可9項目 |                   |              |
|                         |             |       |                         |       |                   |              |

## (3) 経営状況

地方公営企業法の財務規則を一部適用し、企業会計に移行したことにより、経営状況や資産等（ストック）をより正確に把握し、安定的な運営に向けて事業を実施しています。また、安定した事業継続のために中長期的な財政計画として「住田町簡易水道事業経営戦略」を策定しています。

事業全体においては、これまで黒字の運営を続けており、経常収支比率※は企業会計移行後の2年間（R2～R3）では、健全経営の水準とされる100%を越える状況が続いています。

※ 経常収支比率：給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す。単年度収支が黒字の場合は、100%以上となる。



### 1) 収益的収支\*の現状

本町簡易水道事業の収益的収支は、直近3カ年（R1～R3）を見ると、収入が支出を上回り、毎年度純利益を計上している。

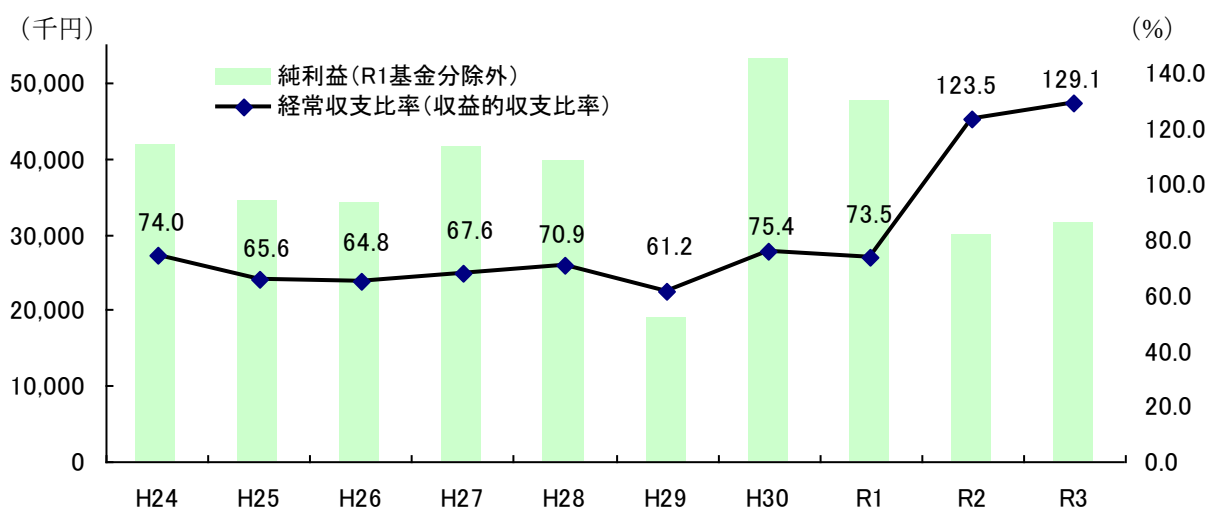
#### 【収益的収支の推移（令和1年～令和3年度）】

（単位：千円）

| 区 分        |         | R1       | R2      | R3      |
|------------|---------|----------|---------|---------|
| <b>収 入</b> |         |          |         |         |
| 営業収益       | 水道料金    | 77,239   | 72,269  | 68,871  |
|            | 受託工事収益  | 2,300    | 752     | 746     |
|            | その他営業収益 | 620      | 691     | 357     |
| 営業外収益      |         | *214,543 | 98,807  | 100,279 |
| 特別利益       |         | 0        | 0       | 112     |
| 収入計        |         | 294,702  | 172,519 | 170,365 |
| <b>支 出</b> |         |          |         |         |
| 営業費用       | 原水及び浄水費 | 9,281    | 7,527   | 8,060   |
|            | 配水及び給水費 | 19,038   | 12,118  | 8,795   |
|            | 受託工事費   | 2,140    | 720     | 746     |
|            | 総係費     | 33,498   | 14,358  | 11,865  |
|            | 減価償却費   |          | 88,571  | 88,221  |
|            | 資産減耗費   |          | 702     | 653     |
| 営業外費用      |         | 17,929   | 15,696  | 13,559  |
| 特別損失       |         | 0        | 2,842   | 6,990   |
| 支出計        |         | 81,886   | 142,534 | 138,889 |
| 純利益        |         | 212,816  | 29,985  | 31,476  |

\*R1 営業外収益のうち 165,103 千円は、施設整備基金の取り崩しによるもの。

#### 【純利益と経常収支比率（収益的収支比率）の推移（平成24年～令和3年度）】



※ 収益的収支：公営企業における経営活動に伴い、発生する収益とそれに対応する費用の収支のことをいう。

## 2) 資本的収支<sup>※1</sup>の現状

本町簡易水道事業の資本的収支は、直近3カ年（R1～R3）を見ると、収入は主に一般会計からの繰入金となっており、支出については企業債償還金や建設改良費が大半を占めています。また、令和2年～3年にかけては、上有住地区の道路改良に伴う配水管移設によって、支出額が増えています。

また、資本的収支においては、支出に対して収入が不足していることから補てん財源<sup>※2</sup>を充てている状況です。

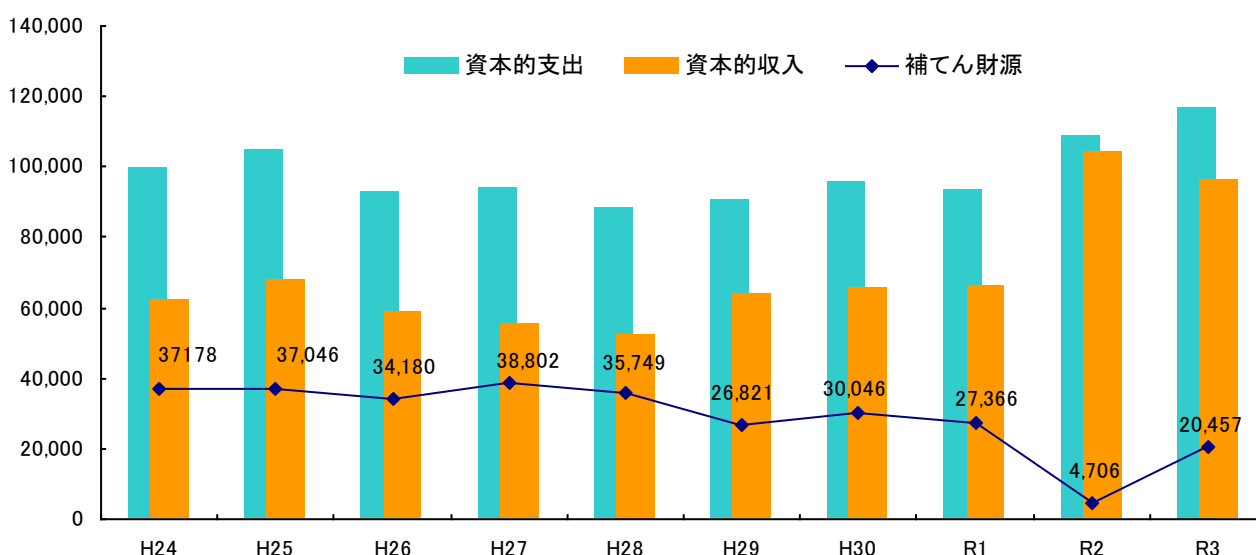
### 【資本的収支の推移（令和1年～令和3年度）】

（単位：千円）

| 区 分        | R1     | R2      | R3      |
|------------|--------|---------|---------|
| <b>収 入</b> |        |         |         |
| 企業債        | 13,900 | 0       | 0       |
| 他会計出資金     | 52,074 | 36,819  | 76,752  |
| 他会計補助金     | 0      | 37,828  | 0       |
| 工事負担金      | 0      | 29,295  | 19,503  |
| 収 入 計      | 65,974 | 103,942 | 96,255  |
| <b>支 出</b> |        |         |         |
| 建設改良費      | 0      | 31,361  | 37,320  |
| 企業債償還金     | 94,340 | 77,287  | 79,392  |
| 支 出 計      | 94,340 | 108,648 | 116,712 |
| 補てん財源      | 28,366 | 4,706   | 20,457  |

### 【資本的収入と資本的支出の推移（平成24年～令和3年度）】 ※凡例数値は、補てん財源

（千円）



※1 資本的収支：将来の経営活動に備えて行う建設改良や企業債償還等の支出とその財源となる収入をいう。

※2 補てん財源：水道事業において留保している内部資金（現金預金等）をいう。

#### (4)簡易水道事業における課題

##### 1) 人口減少による給水収益（料金収入）の減少

当町の行政人口及び給水人口は、減少傾向にあるため有収水量とそれに係る給水収益（料金収入）も減少が進んでいます。また、給水原価<sup>※1</sup>が供給単価<sup>※2</sup>を上回っていることから、給水に要する費用を料金収入では賄えない状況にあります。さらには、給水区域の拡張予定がないため料金収入の増加は難しくなっています。

今後は、公営企業における独立採算の原則に基づき、料金収入等によって事業が維持できるような方策が必要になってきます。

##### 2) 類似団体平均よりも低い有収率

有収率は71.5%（R3年度）と徐々に上昇してきていますが、以前全国の類似団体平均よりも低くなっています。低い有収率は、費用をかけた水量の損失を生み、営業収支に影響を与えることとなります。配水管からの漏水が主な原因であることから、漏水箇所の早期調査・修繕、管路の順次更新が求められます。

##### 3) 老朽化に伴う施設更新時期の到来

現在の水道施設は、当初整備から時間が経過しており、老朽化が進んでいる状況にあります。特に浄水場における機械及び電気設備は法定耐用年数<sup>※3</sup>を過ぎているものもあり、年々維持管理費における修繕費が増加傾向にあります。また、管路施設においては、今後10年で法定耐用年数を順次迎え、浄水場施設及び管路施設の更新が同時に訪れることが予想されます。

各施設の老朽化度合いを把握し、優先順位を決め、明確な計画を基に、更新に係る費用の平準化が今後必要となってきます。

##### 4) 技術職員と災害対応に係る人材不足

水道事業における担当職員は、現在3名（事務職2名、技術職1名）が従事しており、下水道事業と兼務しています。水道業務に長年従事してきた職員から専門的知識・技術の継承を受けているが、経験が足りないため外部研修による知識・技術の習得が必要となっており、現職員での災害時対応は人手不足が懸念されます。

※1 給水原価：水1 m<sup>3</sup>を給水するために要する費用。供給単価と等しい場合、企業経営は収支の均衡が図られていることを表す。

※2 供給単価：水1 m<sup>3</sup>当たりの販売単価。

※3 法定耐用年数：地方公営企業法施行規則に定められている施設ごとの減価償却費を算定するための期間（年数）のこと。



【地方公営企業法における主な法定耐用年数】

| 種類     | 分類                   | 法定耐用年数 |
|--------|----------------------|--------|
| 建物     | 鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート | 50     |
| 構築物    | 取水設備                 | 40     |
|        | 浄水設備、配水設備（ろ過地、配水池など） | 60     |
|        | 配水管                  | 40     |
| 機械・装置  | 電気設備（動力盤、電動弁など）      | 20     |
|        | ポンプ設備、薬品注入設備         | 15     |
|        | 滅菌設備                 | 10     |
|        | 計測設備（流量計、濁度計、水位計など）  | 10     |
|        | 通信設備（異常通報装置など）       | 9      |
|        | 量水器                  | 8      |
| 車両・運搬具 | 特殊自動車                | 5      |
| 器具・備品  | 試験又は測定機器             | 5      |

4. 将来の事業環境と財政見通し

(1) 外部環境

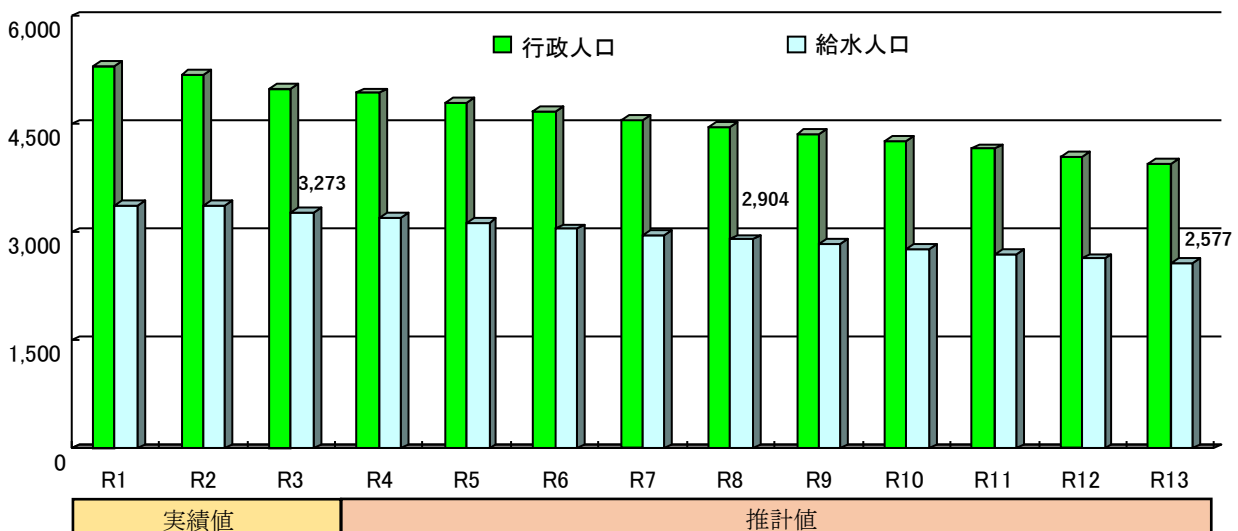
1) 給水人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所による当町の推計人口に係る行政人口に普及率（65%）を乗じて、予測した給水人口を推計した結果は次のとおりです。

計画期間最終年度の令和13（2031）年度では、給水人口は2,577人となり、10年間で700人程度の減少を想定しています。

【行政人口、給水人口の推計】※凡例数値は、給水人口

(人)

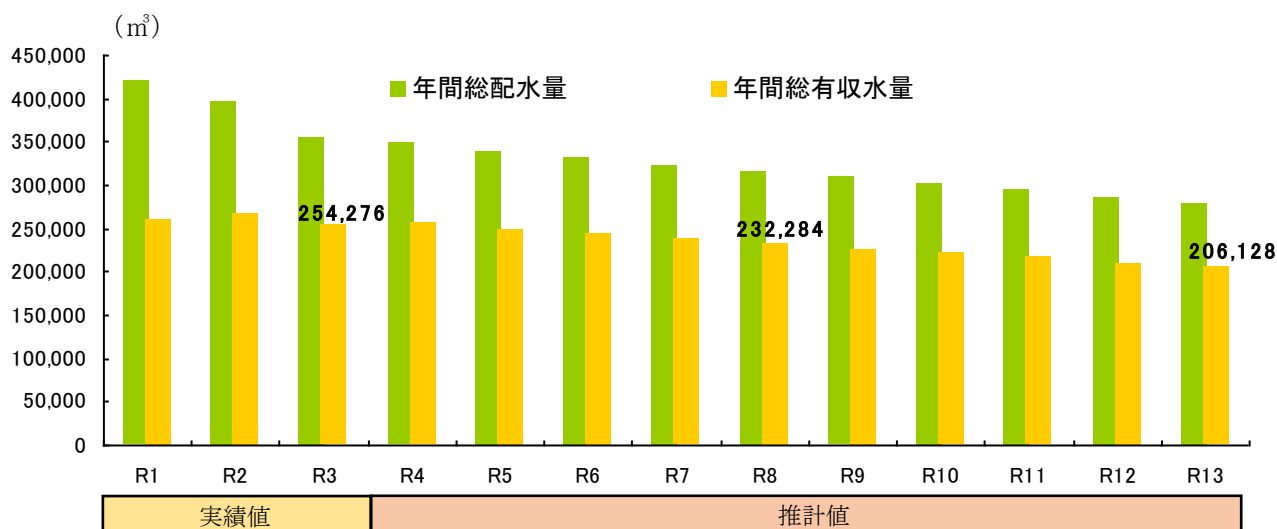


## 2) 水需要の推計

給水人口の推計を基に、年間1人当たりの平均有収水量（約80 m<sup>3</sup>）を乗じて予測した年間有収水量、年間総配水量を推計した結果は次のとおりです。

現在と同様の使い方と仮定すると、給水人口の減少に伴い有収水量も減少し、10年間で48,000 m<sup>3</sup>程度の減少が予想されます。

**【年間総配水量、年間総有収水量の推計】** ※凡例数値は、年間総有収水量

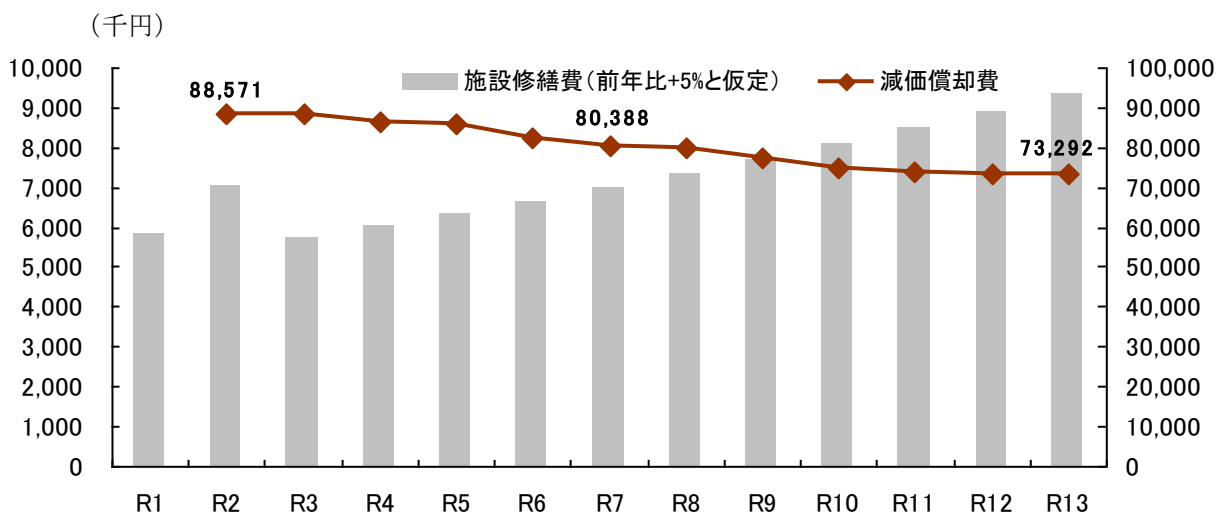


## (2) 内部環境

### 1) 水道施設の更新需要について

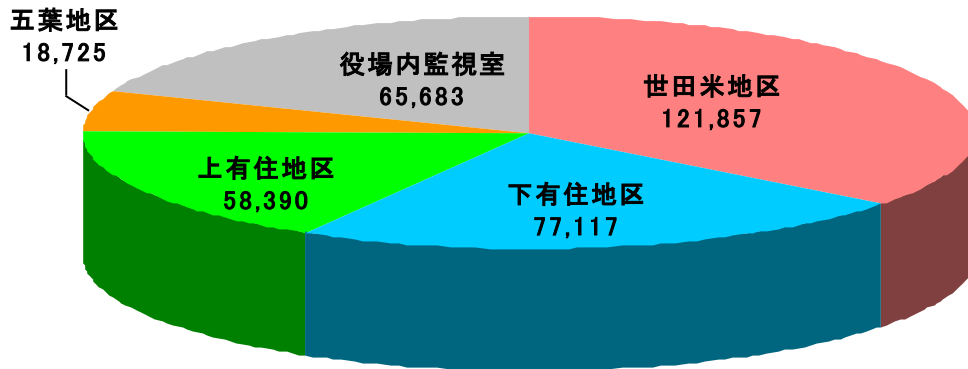
施設全体を見ていくと、減価償却費の減少と共に維持管理費は増加していくものと考えられます。浄水場施設における機械及び電気設備において、減価償却が完了している施設が多く、常時メンテナンスを繰り返し、稼働していますが、更新が必要な状況にあります。また、管路施設については、令和12年ごろから償却完了を迎える配水管等があり、令和17年～令和19年にかけて償却完了のピークを迎えるため、計画的な管路更新計画が必要となってきます。

**【減価償却費の推移と施設修繕費の推計】** ※凡例数値は、減価償却費



**【各地区の電気及び機械設備更新費用の推計】** ※固定資産台帳の取得価格から更新費用を推計

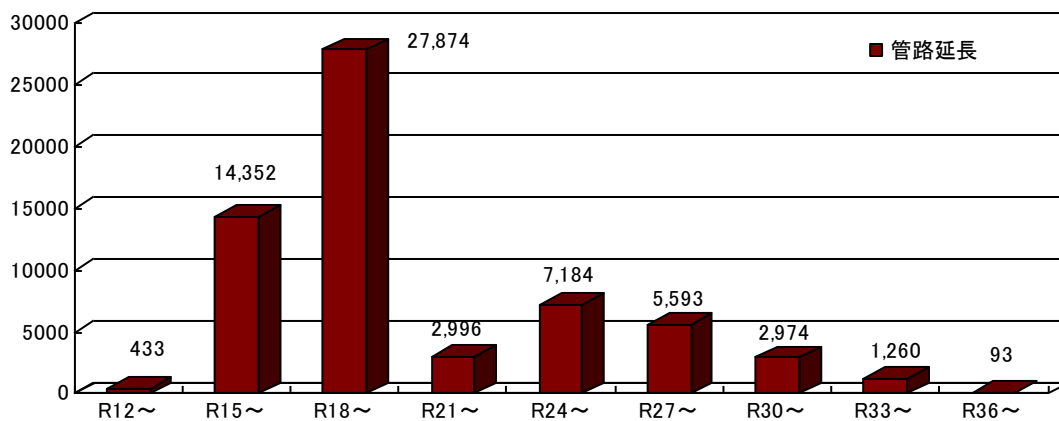
単位：千円



令和3年度末で償却完了資産の更新費用総額 341,772千円

**【配水管における償却完了時期と管路延長】**

(m)



**2) 職員の確保と育成**

今後の事業運営は、経営状況の明確な分析と施設更新、耐震化に向けた事業など、これまで以上に職員の業務量が増加していくことが想定されます。しかしながら、現在の職員数が増加することは難しいことから、業務の効率化を図っていく必要があります。また、職員異動等により知識や技術の継承が課題となることから、各種研修会への積極的な参加や人材育成、業務のマニュアル化を進めていくことが重要となってきます。

また、災害時や漏水対応については、現在の職員数では対応が困難になることが予想されることから、災害時等での庁内職員の横断的な配置や周辺自治体への応援要請が必要となります。

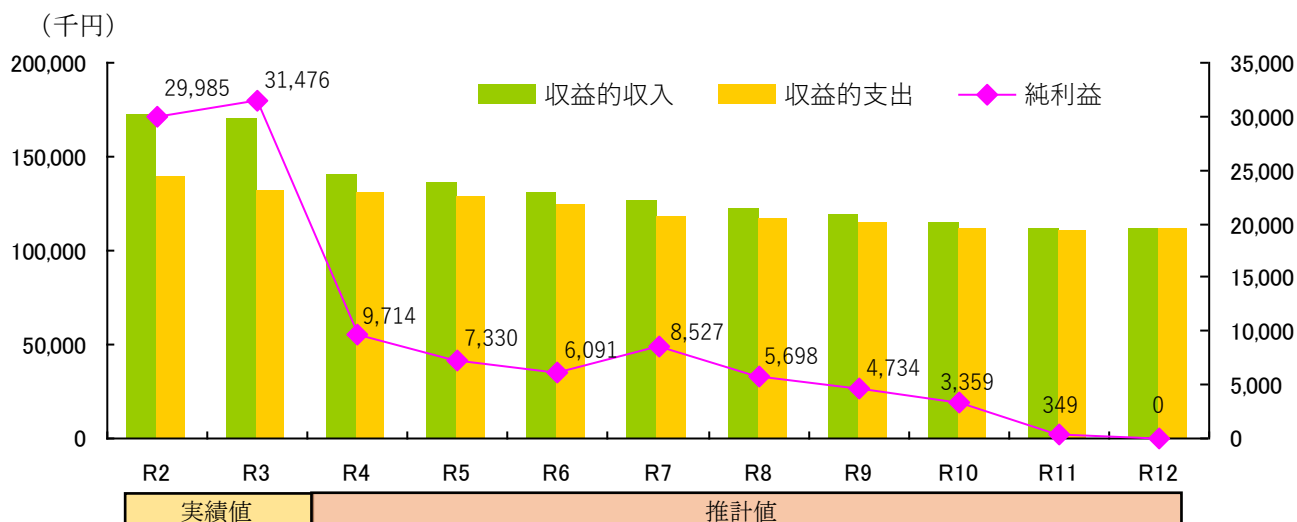


### (3) 財政状況の見通し

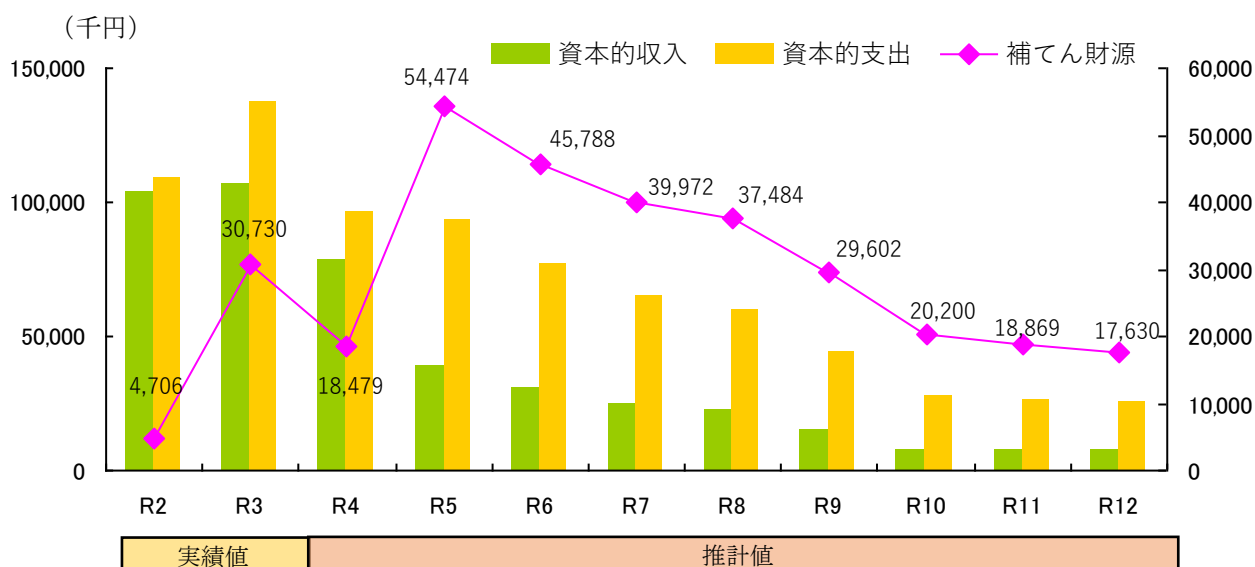
将来の財政状況については、「住田町簡易水道事業経営戦略」内で令和12年度までの投資・財政計画を策定しており、収益的収支においては、毎年度純利益が計上されることとなるが、給水人口の減少による料金収入の減少に伴い、減少傾向が予測されます。また、現行の料金体系を維持した場合、令和12年度には純利益が生じない見込みとなっています。

資本的収支においては、新たな企業債の借り入れはせず、企業債償還金は令和5年度をピークに減少していき、それと同様に一般会計から繰入金の金額も減少していくものと想定しています。また、施設の更新費用としては、年間10,000千円～12,000千円の建設改良費が生じるものとしています。

【収益的収支と純利益の推計】 ※凡例数値は、当年度純利益



【資本的収支と補てん財源の推計】 ※凡例数値は、補てん財源



\*各金額の積算根拠の詳細は、簡易水道事業経営戦略に記載。

## 5. 基本理念・基本方針

### (1) 基本理念

国の「新水道ビジョン」では、時代の変化に対応しつつ、安全な水をいつまでも、誰でも、必要な量を合理的な対価をもって持続的に受けることが可能な水道が望ましい水道としており、「持続」・「安全」・「強靱」の3つの観点から、50年後、100年後であっても、この水道の理想像の実現を掲げています。

また、岩手県の「新しいわて水道ビジョン」では、将来にわたり水道事業を継続し、安全かつ安心して利用できる水道水を供給していくために、的確な財源等の確保により事業運営を行うとともに、安定的に給水できる水道施設を構築し、適切に水質管理を行うことが必要としています。

こうした中、住田町の水道事業においても国・県の理念を踏まえ、「次世代へ安全安心な住田の水を いつまでも」を基本理念とします。

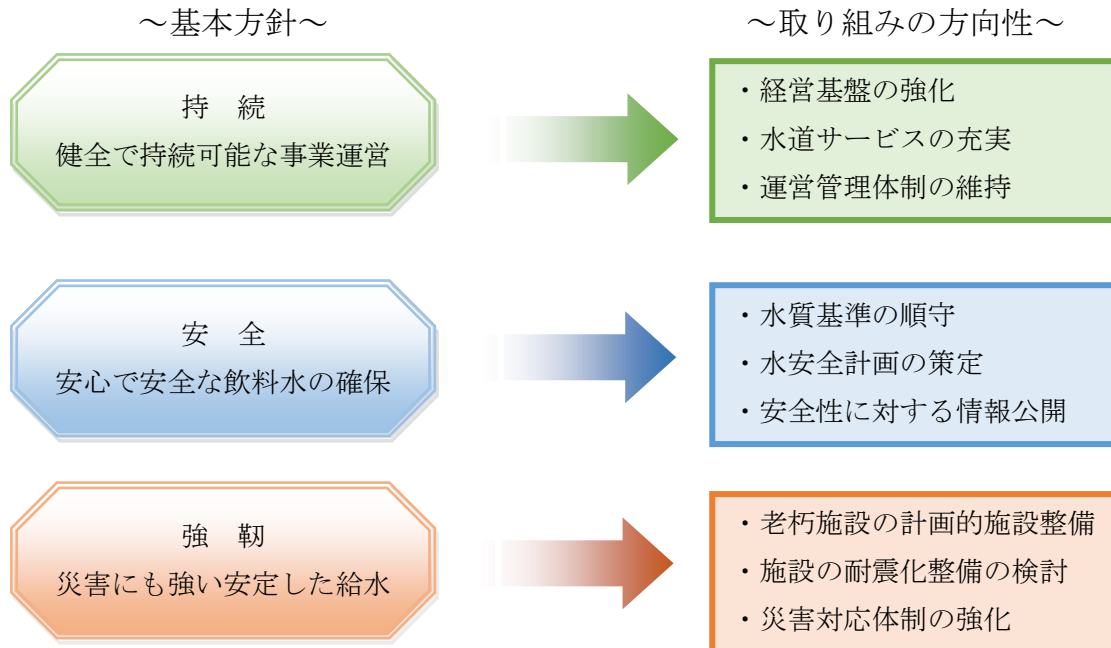
### (2) 基本方針と取り組みの方向

基本理念を実現するために、「持続」・「安全」・「強靱」の3つの観点から「健全で持続可能な事業運営」、「安心して安全な飲料水の確保」、「災害にも強い安定した給水」を基本方針に掲げ、その取り組みの方向性は、次の通りとして水道施策を進めていきます。

#### 【基本理念と基本方針】



## 【基本方針と取り組みの方向性】



## 6. 基本方針の実現に向けた方策

### (1) 健全で持続可能な事業運営－持続－

給水人口や給水量が減少した状況においても、料金収入による健全かつ安定的な事業運営となるよう、経営の充実を図ります。

#### 1) 経営基盤の強化

人口減少に伴う料金収入の減少が想定され、今後の財政状況が厳しくなることが考えられます。多様な社会状況に対応できる事業運営が必要となることから、経営基盤の強化を図るため、次の取り組みを実施していきます。

##### ○経営戦略の進捗管理、財政計画の見直し

中長期的な経営計画の基本となる「経営戦略」の取り組み状況や収支実績の検証を行うなど、計画の進捗場管理や財政計画の見直しにより、安定的な事業の運営を行い、経常収支比率 100%以上の維持に努めます。

##### ○適切な維持管理の継続・充実

各施設の維持管理は、整備した施設台帳システムを運用しながら、定期的な点検、早期修繕に努めていきます。特に管路施設における漏水は、事業運営への影響が大きいことから、早期発見のための漏水調査を継続し、有収率の向上を目指していきます。また、維持管理に伴う情報をデータ管理できるよう施設台帳システムの運用についても検討を進めていきます。



#### ○適正な水道料金水準の検討

これまで以上の維持管理に係る費用の削減に取り組むことはもちろんのこと、使用水量の推移をみながら料金体系のあり方、安定的に事業経営のできる料金水準について必要に応じて検討していきます。

#### ○共同化・広域連携の検討

共同化・広域化は業務の効率化、経営基盤の強化が見込まれます。岩手県では、令和4年度に「岩手県水道広域化推進プラン」を策定することから、その方針に合わせて、近隣市町村と業務における共同化・広域連携について検討を進めていきます。

### 2) 水道サービスの充実

水道を使用される住民の方々（以下、使用者という。）のニーズに合わせて、経営状況を分かりやすく説明し、運営をすることで事業への理解や信頼性の向上を図り、水道サービスの質を充実させます。

#### ○水道審議会による住民ニーズの把握

水道使用者へより良い水道サービスを提供するためには、そのニーズや生の声が必要です。ニーズを把握する場として、水道審議会を開催し、サービス向上へ繋げていきます。

#### ○経営状況の説明

ホームページや町広報誌、SNSなど様々な情報ツールを用いて、半期ごとの財政公表や決算状況の提供に努めます。また、提供する情報は、分かりやすく使用者に身近に感じられる内容となるよう工夫していきます。

### 3) 運営管理体制の維持

限られた職員数で事業を継続していくためには、水道事業に係る専門的な知識や技術を要することから、人材育成が必要となります。各職員に必要な知識や技術を習得されるため、各種研修へ参加し、職員の資質の向上を図ります。

また、これまで業務に携わって職員の知識や技術は、マニュアル化を実施することで、現在の運営管理体制の維持、組織力を強化していきます。

## **(2) 安心で安全な飲料水の確保－安全－**

飲料水における水質管理を徹底し、常に安心して飲むことのできる水の提供を行います。

### 1) 水質基準の順守

「住田町水質検査計画」に基づき、水源における原水水質及び給水栓における浄水水質が水道法に定められた水質基準値を満たしていることを確認し、使用者が安心して利用できる水質管理とその精度を引き続き継続して行います。

### 2) 水安全計画の策定

使用者が安心して飲める水道水を安定的に供給していくためには、水源から給水栓に至るまで総合的な水質管理を実現することが重要となります。水質管理水準の向上のため、水道施設の各段階におけるリスク評価とリスク管理を行う「水安全計画」を策定します。

### 3) 安全性に対する情報公開

安心して水道水を利用するには、その水の安全性を使用者が知ることが前提となってきます。安全性に関する情報を積極的に提供していきます。

#### ○広報を活用した情報発信

町の広報誌やホームページ、Facebook といった広報媒体により、多くの方を対象に水道施設の概要、各種計画や取り組み状況、水質検査の結果などの情報を掲載し、積極的な情報発信を行います。

#### ○水道施設の見学

水づくりの過程を理解し、学ぶことによって現在の水道事業への理解や関心を深めるとともに、水道水の安全・安心を再確認していただく機会として、水道施設の見学を実施していきます。

## **(3) 災害に強い安定した給水－強靱－**

老朽化した水道施設の更新や耐震化を進めるとともに、災害時の対応における職員体制を強化することで、いかなる場合でも安定した給水を目指します。

### 1) 老朽施設の計画的施設整備

老朽化した施設の更新は、供給の能力を維持していくために必須であり、計画的に更新することで、費用の平準化を図ることができます。明確な更新計画として「アセットマネジメント計画」を策定し、これまで整備した施設や設備の現状を把握するとともに、今後の更新需要を考慮した上で、財政状況を踏まえながら計画的な施設更新を実施していきます。

## 2) 施設の耐震化整備の検討

東日本大震災での経験を踏まえ、現在給水拠点となる浄水場に非常用発電機を整備しており、今後も災害に強い施設整備を図ります。また、必要に応じて施設の耐震性を把握するため耐震診断調査の実施について、検討していきます。

管路施設についても、耐震性のある適切な材質や仕様となるよう検討を進めていきます。

## 3) 危機管理体制の強化

大規模地震や大雨などの災害、漏水等による広範囲の断水時に、現行の職員数では、対応できないことが想定されます。関係機関・団体との災害協定を締結し、応急復旧体制や応急給水体制を充実させ、庁内職員間でも横断的に事前に配置できるよう検討し、危機管理体制を強化していきます。

また、住田町防災計画に沿って、災害時のマニュアルを作成し、今以上の危機管理に努めます。

## 7. 水道ビジョンのフォローアップ

本水道ビジョンについては、令和15年度までの10年間の計画年度としていきます。計画期間内で社会環境や経営状況において様々な変化に適切に対応できるよう、PDCAサイクル採用して、5年ごとに計画の進捗状況・事業効果（フォローアップ）の検証を行い、計画の見直しを実施していきます。

### 【フォローアップのPDCAサイクル】

